

松本市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月16日

条例第1号

改正 平成14年3月30日条例第49号

平成20年9月9日条例第49号

平成25年2月21日条例第1号

(題名改称)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、松本市議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として政務活動費を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、松本市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。

(交付額)

第3条 政務活動費は、会派の所属議員1人当たり年額250,000円とする。

2 政務活動費を月割で算定する必要がある場合に、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付方法)

第4条 政務活動費は、4月1日における会派の所属議員数に1人当たり年額を乗じて得た額を4月に交付する。ただし、年度の中途において議員の任期が満了する場合は、任期満了の日の属する月までの月数分を交付する。

2 年度の中途において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が各月1日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。

3 議員の任期満了等による改選が行われた場合に交付する政務活動費は、改選後の議員により新たに結成された会派に対して、会派が結成された日(以下「当該日」という。)における会派の所属議員数を基準とし、当該日の属する月分から政務活動費を交付する。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第5条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の中途において所属議員数に異動を生じた場合は、異動を生じた日の属する月の翌月(その日が各月1日に当たる場合は、当月)の

末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて月割で算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して当該会派に交付し、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて月割で算定した政務活動費の額を上回るときは、当該会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 前項の規定による算定は、各月1日における所属議員数を基準とし、同日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は当該会派の当月以後の所属議員数に含まないものとする。

3 政務活動費の交付を受けた会派が、その年度において解散した場合は、当該会派は解散の日の属する月の翌月分(その日が各月1日に当たる場合は、当月分)以後の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 政務活動費は、会派が行う調査研究その他の活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、別に定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合は、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散のときから30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第9条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月30日条例第49号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月9日条例第49号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月21日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松本市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付される政務活動費に係るものから適用し、施行日前にこの条例による改正前の松本市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費に係るものについては、なお従前の例による。

(松本市議会基本条例の一部改正)

3 松本市議会基本条例(平成21年条例第34号)の一部を次のように改正する。

目次中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

「第7章 政務調査費」を「第7章 政務活動費」に改める。

第18条(見出しを含む。)中「政務調査費」を「政務活動費」に、「松本市議会政務調査費の交付に関する条例」を「松本市議会政務活動費の交付に関する条例」に改める。

(松本市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

4 松本市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第86号)の一部を次のように改正する。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

別表（第6条関係）

項目	内容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会等を開催するために必要な経費又は会派の所属議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会等に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器リース代等）
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書又は資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、PRするために要する経費（広報紙印刷費、報告書印刷費、送料、会場費等）
広聴費	会派が、市民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見等を吸収するために開催する会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費